

令和2年10月21日

託送供給約款以外の料金その他の 供給条件の認可について

中部経済産業局長から、サーラエナジー株式会社(法人番号 7180301006250)によるガス事業法第48条第3項ただし書の規定による託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可申請に関する、同法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

官 印 省 略
20201020 中部第 6 号
令和 2 年 1 0 月 2 1 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可について（回答）

令和 2 年 1 0 月 2 0 日付け 20201020 中部第 2 号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の料金その他の供給条件の認可については、認可することに異存ありません。